エコナビスタ株式会社定款

2023年4月29日　最終改定

定　　款

第1章　総　則

（商 号）

第１条　　当会社はエコナビスタ株式会社と称し、英文ではEcoNaviSta, Inc.と表示する。

（目 的）

第２条　　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

（１）省エネと低コストを目的とするシステムの開発及び販売並びにマーケティングの支援

（２）医学、バイオマーカー（生物学的指標）技術を活用したセンサー等機器の開発、制作、販売

（３）コンピュータのソフト及びハードウェアの開発、制作、販売

（４）画像処理・制御・計測・解析機器の開発、制作、販売

（５）携帯電話等の組込機器のユーザーインターフェイスの開発、制作、販売

（６）コンピュータ技術を活用した医療用具、健康器具、一般日用品雑貨の開発、企画、販売

（７）データ通信システムに係る建設工事業及び電気工事業

（８）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行することができる株式の総数は、19,100,000株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株主総会

（招 集）

第12条　　定時株主総会は、毎年１月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長になる。
２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を有することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席をし、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．　株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）
第18条　当会社の取締役は、９名以内とする。

（選任方法）
第19条　取締役は、株主総会において選任する。
２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2.　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取

締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第28条　当会社の監査役は、３名以上とする。

（監査役の選任）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決める。

（監査役の責任免除）
第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　計　算

（事業年度）
第36条　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当の基準日）
第37条　当会社は株主総会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、期末配当を行うことができる。
２．当会社は、取締役会の決議により毎年４月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して、中間配当を行うことができる。
３．前各項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当金等の除斥期間）
第38条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．前項の配当金には利息を付けない。

附　則

（定款に定めのない事項）
第１条　この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

（電子提供措置に関する経過措置）

第２条　　変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が当会社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生じるものとする。

なお、本附則第２条は同日後をもってこれを削除する。

（株式分割の基準日）

第３条　　当会社は、2023年４月28日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもってその所有する株式１株を10株とする株式分割により株式の割り当てを受ける株主とする。

２．　本附則は、2023年４月29日の経過 をもって将来に向けて消滅する。

以　上